

## 第 42 回(2018 年)世界遺産委員会決議(勧告部分抜粋)

世界遺産委員会は、

1 WHC/18/42.COM/7B の文書を審査した上で;

2 第39回世界遺産委員会(2015 年ボン)で採択された決議 39COM8B.14<sup>1</sup> を想起し;

決議39COM8B.14については7頁参照。

※世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されている決議 39COM8B.14 の、パラ4. gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション(展示)戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。

3 様々な構成サイトで実施された保全措置について、将来の優先事項とともに、写真・図表入りの報告書が提出されたことに留意し;

○39COM8B.14 の勧告 b)に対応

4 端島に関して締約国がこれまで提供した詳細事項を賞賛し、30 年間の詳細な保全措置に関する計画の策定についての実質的な進捗と当該計画期間に渡る資金面のコミットメントに留意し、また、当該計画は、端島の擁壁を安定化させ、崩壊しそうな遺構を保全し、軍艦の外観を保存するものであり、第一段階では擁壁(の保全)とその保全工法の研究が優先事項とされることに留意し;

○39COM8B.14 の勧告 a)に対応

5 締約国に対し、以下の情報を、可能になり次第、諮問機関によるレビューのため世界遺産センターに提出することを要請し;

- a) 1974 年以降に崩壊し、又は不可逆的に劣化破損した木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の建築物及びそれらの保全の可否に関する1又は複数の調査、
- b) 更なる考古学的調査
- c) 歴史文献、構造材料及び来訪者動態に関する更なる調査
- d) プロジェクトの期限、段階的な事業の実施方法、年度毎の目標設定を含めた長崎市が作成するアクションプラン

○39COM8B.14 の勧告 a)に対応

既にユネスコに提出した保全措置の計画に基づく各種調査の結果がまとまり、更に提示できる情報が明らかとなった時点で提出を検討。

1 世界遺産委員会は、委員会のサマリー・レコードに記載されている決議 39COM8B.14 の、パラ4. gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション(展示)戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。

6 全構成サイトにおいて来訪者数のモニタリングが体系的に行なわれており、その結果を踏まえ、受入能力(carrying capacity)を含む来訪者管理戦略を 2018 年に策定予定であることに更に留意し、また、締約国に対し、当該戦略が完成した際には、諮問機関によるレビューのため世界遺産センターに提出することを要請し;

○39COM8B.14 の勧告 c)に対応

来訪者管理戦略を策定した段階で提出を検討。ただし、同戦略の策定は2018年ではなく、2019年度の予定(事実誤認)

7 インタープリテーションが全てのサイトで準備され、デジタル形式のツールが開発された一方、開設予定のインフォメーションセンターを含め更なる改善が図られる予定であることに更に留意し;

○39COM8B.14 の勧告 g)に対応

8 センターが完成され次第、インタープリテーション全体について改めて報告するよう締結国に更に要請し;

○39COM8B.14 の勧告 g)に対応

センターが完成した際には、インタープリテーション戦略の更新・提出を検討。

9 OUVによってカバーされている期間及びそれ以外の期間も含め、資産の歴史全体のインタープリテーションやデジタル形式のインタープリテーション資料に関する作業を引き続き行う上でインタープリテーション戦略に関する国際的なベストプラクティスを考慮に入れるよう締約国に強く促し;

○39COM8B.14 の勧告 g)に対応

10 関係者との対話を継続することを促し;

11 決議 39 COM 8B.14<sup>1</sup> を完全に履行するとともに、2020 年の第 44 回世界遺産委員会による審議に付するため、2019 年 12 月 1 日までに、資産の保全状況と上記の履行状況について更新した報告書を世界遺産センターに提出するよう締約国に更に要請する。